

『南国日章産業団地』に関するお問い合わせへの回答（分譲申込に関すること）

2022年2月4日時点

NO	掲載日	質 問	回 答
1	R4.1.7	取得希望区画のボーリング調査を自社で行いたいです が、どの時点でできますか？	「『南国日章産業団地』に関するQ&A」ページに掲載している参考様式「地質調査の実施について」により申請してください。（押印不要・メールによる申請可）
2	R4.1.7	希望地の敷地図(区画の境界がわかるもの・地積測量 図など)は、いつもらえますか？	現在登記手続き中です。登記完了後(2月上旬頃を予定)に地積測量図を当課 ホームページに掲載します。
3	R4.1.11	5-1号、5-2号のような二つの区画を一つにした生産設 備建設計画が当団地の、この区画で可能なかどうか。公 募書類記載例にあるように5-1号、5-2号の2区画を第 一希望とした場合、この両区画を一つの希望区画として検 討していただけるのか。 可能な場合、「南国市日章産業団地分譲要領」で特 別に発生する考慮しなくてはならない項目があるのか？ 特に分譲要領の第7「分譲用地に関する事項」に関し てや環境など、宅地境界線に柵などは設ける必要は？	5-1号、5-2号に限らず、複数の区画を一体とした事業計画による申込みは可能で す。また、その場合にのみ特別に発生する考慮しなくてはならない項目は、「南国市日章 産業団地分譲要領」「南国日章産業団地環境協定書」ともありません。 なお、5-1号、5-2号に限り、同一所有者が使用する場合は、宅地境界線の柵は必 要ありません。（南国日章産業団地環境協定書 第12条による）
4	R4.1.11	5号区画にある、未開発と思われる三角地に関しては、 何か情報はいただけるのか？今後の取り扱いに関してなど。	5号区画にある三角地については私有地であり、今後、県又は南国市が買収、開発 等を行うことはありません。また、土地所有者の個人情報等の提供や仲介等は行いま せん。 なお、法務局にて、土地の公図や全部事項証明書の取得により、土地の登記名義 人等を確認することは可能です。
5	R4.1.12	・上水道使用計画 予定水量は、いつの時点を想定した回答をしたらいいの か？ 例) 操業開始1年目の最大なのか？操業開始5年間の 最大なのか？	事業計画で想定される、最大の予定使用水量を記入してください。
6	R4.1.12	・売上計画及び雇用計画 第1期は、いつをさしているのか？ 例 1) 操業開始年なのか？ 2) 操業開始月が、2024年8月であれば、 決算12月の時、操業は、2024年度の途中となるが売上 2024年1月から12月までの売り上げでよいのか？	操業開始年の操業開始月から、1年間（企業の決算月によらない）を第1期とし た、売上計画及び雇用計画を記入してください。 例) 操業開始2024年8月の場合 第1期：2024年8月～2025年7月 第2期：2024年8月～2026年7月（誤） 2025年8月～2026年7月（正）
7	R4.1.12	主な建物の欄内の主な設備とは、新工場での主な設備 ですか？それとも、現工場の設備でしょうか？現状設備含 む新規購入設備ですか？設備の名称だけでいいのでしょうか？	主な設備欄は、南国日章産業団地に建設予定の新工場に設置する主な設備の名 称を記入してください。
8	R4.1.14	同一区画に複数の申し込みがあった場合の選定方法に ついて。（県外企業と県内企業であれば県外を優先す る、〇〇業種を優先する、抽選etc.）	譲受人の決定については「南国日章産業団地分譲要領」の第4及び第5によります。
9	R4.1.14	塩害リスクの有無について。	当団地の開発において、塩害の評価は行っていません。
10	R4.1.14	南海トラフ大地震が発生した場合の「津波浸水」「液状 化」等の被害をどう想定しているか。	(津波浸水) 当団地は津波浸水予測水位を考慮し、津波の影響を受けないとされる 国道55号と同じ宅地高になるように盛土をしています。 (液状化) 当団地の開発において、液状化の評価は行っていません。 なお、当団地を含む周辺地域は「高知県防災マップ（液状化可能性予測図）」で は“液状化可能性なし”とされています。
11	R4.1.14	物部川の決壊リスクについてどう考えられているか。	当団地の開発において、物部川の決壊リスクの評価は行っていません。
12	R4.1.14	工業団地として液状化対策されていることがあれば教えて 欲しい。	当団地の開発において、液状化対策は行っていません。
13	R4.1.14	地盤の高さのレベル規制はあるか？	「南国日章産業団地地区計画」の「建築物等の整備方針」にて“敷地地盤高の変更 を行わないこと”と定められています。
14	R4.1.17	ボーリング調査は実施可能か？	回答No.1をご確認ください。 なお、「『南国日章産業団地』に関するQ&A」ページに団地造成前(平成27年時 点)の「ボーリング柱状図等」を掲載しましたので、ご活用ください。

『南国日章産業団地』に関するお問い合わせへの回答（分譲申込に関すること）

2022年2月4日時点

15	R4.1.17	県の補助金に関して詳細を知りたい。 ※同様の質問が複数	補助金の要件は、まず製造業に分類される事業者であること、また、投資額が5千万円以上であること、県内の常用雇用者を操業開始後1年以内に10人以上雇用することとなっています。これらの前提条件を満たしたうえで、事業計画などに基づく県の審査をクリアした場合に補助の対象となります。 なお、今回の用地分譲と補助金交付とは別物となりますので、補助金の条件等によらず、貴社の想定している事業計画にてお申し込み下さい。
16	R4.1.17	「分譲区画の譲渡後、3年以内に操業を開始できる者」の捉え方について、建屋の一部分を操業開始した場合でも操業開始となるか。	提出された事業計画に従い、主たる製造品目の生産活動を開始した日を操業開始日としますので、事業計画が全て完了する前の場合もあります。
17	R4.1.17	区画毎に上限の給水量は定められているか。	定めていません。
18	R4.1.21	地積測量図の代わりになるものはあるか。	『『南国日章産業団地』に関するQ&A』ページに「土地利用計画平面図」のCADデータ（拡張子:sfc）、「実測平面図」のCADデータ（拡張子:sfc）及びPDFデータを掲載しました。
19	R4.1.21	審査基準について	『『南国日章産業団地』に関するQ&A』ページに「南国日章産業団地立地企業選定委員会（審査基準）」を掲載しました。
20	R4.1.19	プレゼンテーションについて（プロジェクター利用等）	プレゼンテーションの方法等については、申込み締切日以降に、申込み頂いた事業者の皆さまに個別にご案内します。なお、プロジェクターの利用は可能です。
21	R4.1.19	立地企業選定委員会には必ず出席し、プレゼンを行う必要がありますか？	必ずしも出席の必要はありません。
22	R4.1.21	運送会社ですが今回の入札条件に該当しますか？	分譲対象業種については「南国日章産業団地分譲要領」第2（1）をご確認いただき、当該地で貴社が行う事業内容により判断をお願いいたします。
23	R4.1.21	燃料の備蓄タンクを作る場合地下4.5mほど掘ることに関して問題はないでしょうか？	地下に燃料の備蓄タンクを設置することは可能ですが、備蓄タンクの容量や燃料の種類等について法規制がありますので、詳細はお問い合わせください（南国市都市整備課：088-880-6582） 併せて、施工にあたっては地下水に影響を与えないように努めてください。影響が出た場合には、調査の実施などの対応をしていただく場合があります。
24	R4.1.21	24時間稼働している会社ですが騒音等には配慮しますが条件としてはどのようになりますか？	『南国日章産業団地環境協定書』第14条第1項第5、6号のとおり、騒音や振動の大きさ・時間帯に配慮し、周辺環境の保全に努めていただくこととなっています。あわせて、近隣住民の住環境への影響を抑えるよう必要に応じて対策を講じてください。
25	R4.1.25	既存工場から生産工程の一部を希望区画に移転する計画であるため、当該区画のみの売上計画は算定できないがどうしたらよいか。 また、雇用計画について、希望区画で想定する事業効果により、既存工場においても雇用が発生する場合は、新設する事業所で発生する新規雇用者と合算して記載してもよいか。	原則、ご希望の区画に新設する事業所による「売上高」及び「雇用」の増加数をご記入ください。算定できない場合には、ご希望の区画で想定される事業による会社全体への効果から当該区画分を推計してご記入ください。 雇用については、当該区画のみの新規雇用者数をご記入ください。 なお、会社全体の計画については、自由様式の「計画書」にご記入のうえ提出していただければと思います。また、それぞれ根拠も明示してください。
26	R4.1.27	優先順位決定後、下記の場合についてご教示ください。 ・申込書の希望順位 1位3号区画、2位2号区画、3位1号区画、4位4号区画 (委員会を経て) ・優先順位決定（2位） ・既に決まっていた区画【3号区画】(1.2.4号区画は残っている) この場合、2号区画でも1号区画でも4号区画でも希望順位に関係なく自由に選択できるのか？	自由に選択はできません。優先順位の高い企業から、ご希望の順に区画を割り当て、分譲候補者を選定しますので、ご質問の例示の場合、申込書に記入された第2希望の2号区画を割り当てることとなります。 ご希望区画とその希望順については、十分にご検討のうえ、申込書に記入をお願いします。
27	R4.1.28	審査基準について	当課のホームページに『『南国日章産業団地』分譲公募開始のご案内』のページに「南国日章産業団地立地企業選定委員会（審査基準）」を掲載しました。
28	R4.2.1	分譲区画内に必要な緑地面積は？	工場立地法に係る特定工場を新設する製造業について、「緑地」は敷地面積の10%、「緑地を含む環境施設」は敷地面積の15%とするよう市の規則を改正する予定です。 なお、業種に限らず道路に面する部分については、幅1mから2m以上の緑地帯を道路に沿って、確保する必要があります。詳細は「南国日章産業団地環境協定書第4条」をご確認ください。

『南国日章産業団地』に関するお問い合わせへの回答（分譲申込に関すること）

2022年2月4日時点

29	R4.2.1	<p>南国日章産業団地立地企業選定委員会（審査基準）の4 県内産業への貢献度及び波及効果項目での質問です。</p> <p>製造業（参考指標）5億円以上 50点 左記の5億円以上というのは、</p> <p>1.いつの時点からの出荷額増ですか？</p> <p>1）南国日章産業団地に移転して、操業開始後が、起点として、5年間の増額見込みなのか？</p> <p>2）今年、土地入手時点を、起点として、南国日章産業団地で操業後5年後増額分なのか？</p> <p>2.5億円は、総額なのか？増額分だけをさすのか？</p> <p>南国日章産業団地立地企業選定委員会（審査基準）の5 雇用創出の効果項目での質問です。</p> <p>新規雇用者数20人以上 40点左記の新規雇用者数20人以上というのは、</p> <p>1.いつの時点からの人員増ですか？</p> <p>1）南国日章産業団地に移転して、操業開始後が、起点として、5年間の増額見込みなのか？</p> <p>2）今年、土地入手時点を、起点として、南国日章産業団地で操業後5年後増額分なのか？</p>	<p>原則、操業開始後を起点とした5期の製造品出荷額等の増加分を審査の参考とします。分譲申込書P6「3事業計画（4）売上計画及び雇用計画」の第1期から第5期の売上計画等について、回答No6をご確認のうえ実際に予定されている事業内容や明確な根拠に基づく正確な事業計画の策定をお願いします。</p> <p>なお、評価区分については、経済効果を定量的に把握するための参考指標であり、事業計画に記載されている計画数値のみによって自動的に点数を決めるものではありません。事業計画の他、プレゼンテーション等の内容を踏まえ、総合的に判断いたします。</p> <p>また、売上計画を過大に見積もるなど虚偽不正等の申込が疑われる場合には「3事業計画の実現性」において判断し、分譲対象外となる場合がありますので予めご了承ください。</p>
30	R4.2.1	<p>南国日章産業団地立地企業選定委員会（審査基準）について</p> <p>1/28 お問い合わせ内容への補足</p> <p>4 県内産業への貢献度及び波及効果 製造業指標 5億以上 50点 起点について 南国日章産業団地分譲申し込み書記載分 P.3 2 会社概要（1）一般概要に記載の売り上げでしょうか？</p> <p>5 雇用創出の効果 新規雇用者数が20人以上 40点 起点について 南国日章産業団地分譲申し込み書記載分 P.3 2 会社概要（1）一般概要に記載の従業員数でしょうか？</p> <p>また、新規雇用者とは、雇用保険対象者であり、正規雇用者であるものが、1人とカウントするということでしょうか？</p>	<p>「4 県内産業への貢献度及び波及効果」「5 雇用創出の効果」の起点については、回答No29をご確認ください。</p> <p>「5 雇用創出の効果」について、新規雇用者は「週の所定労働時間が20時間以上」に該当する方になります。</p> <p>なお、「正規社員」は1人、「非正規社員」は0.5人として取り扱います。</p>
31	R4.2.4	<p>申請書の書き方で雇用計画について、例えば 一期目に（R4年4月1日～R5年3月31日） 「30時間以上雇用正規2名（1名）：計2名（1名）」でスタートし、二期目に「30時間以上雇用者を3名増員うち新規雇用者を1名」とした場合に、書き方は 「R4年4月1日～R6年3月31日 30時間以上雇用 正規 5名（2名）計5名 と累積で記入すればよいのでしょうか？ それとも二期目に新規採用した人数だけを新規雇用者人数として書けばよいのでしょうか？その場合だと R4年4月1日～R6年3月31日30時間以上雇用 正規5名（1名）と記入すればよいのでしょうか？</p> <p>また、Q & Aでは第一期は創業開始から1年間 第二期は 操業開始から2年間となっていますので期間の書き方も上記の書き方でよろしいですか？</p>	<p>お見込みのとおり、例示の場合には、第1期欄（R4年4月1日～R5年3月31日）には「正規2名（1名）」、第2期欄には「正規5名（2名）」と記入をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※回答No6の内容に一部誤りがありましたので、修正いたします。 （誤）第2期：2024年8月～2025年7月 （正）第2期：2025年8月～2026年7月</p> </div>

32	R4.2.4	<p>(4)売上計画及び雇用計画 出荷額増の起点は、操業時点であるとのこと。 第一期の売上高は、操業後1年後の計画売上高である。</p> <p>1) 操業後の5億円増には、第一期の売上増は、含まないのか？（前年売上の記入欄、もしくは、前年差記入欄がない） ※新規雇用者は、（ ）内、新規雇用者数を、記入するようになっている。</p> <p>2) もしくは、P3 2 会社の概要 (1) 一般概要の売上高（直近の決算により記入してください）とあります。ここからの、操業までの売上計画を、添付資料にて、提出しておけば、第一期の売上増分も、入れたの、5期売上増分として、算定されるのでしょうか？</p>	<p>回答No6及びNo29をご確認ください。売上げ及び雇用の推移等の説明に要する資料は必要に応じて提出してください。</p>
33	R4.2.4	<p>【南国日章産業団地分譲申込書（別紙様式1）】 についてお問合せさせていただきます。</p> <p>提出書類 オ. 国税・都道府県税・市町村税の滞納が無い旨を証する所管官公署の書面（本店及び登記している支店）に関して、“都道府県民税”、“市町村民税” 弊社の場合は本店所在地が〇〇県〇〇市ですが、営業所が存在する高知県及び市町村分も入手する必要がありますでしょうか。</p>	<p>「南国日章産業団地分譲要領」に記載はありませんが、高知県内に事業所が存在する場合は、登記の有無に関わらず、高知県税及び事業所が存在する市町村税の滞納が無い旨を証する証明書を取得いただき、ご提出をお願いいたします。</p>

その他のお問い合わせへの回答は後日掲載いたします。